

聴覚障がいまたはその疑いがあるとわかった時の対応等について

【市町名：忠岡町】

	18歳未満の場合	18歳以上の場合
健診等	<p>○生後2ヶ月までの家庭訪問や4か月児健診時、1歳7,8か月児健診、3歳6,7か月児健診等各健診にて問診及び家庭での自己検査を行ってもらう。</p> <p>○その際、聴力障がい疑われる場合には、2次健診への受診勧奨を行う。</p> <p>○明らかに聴力障がい疑われる場合や2次健診の日程調整がうまく行かない場合は、直接医療機関への受診を勧奨している。</p>	<p>○専門病院において詳しく検査をしてもらうため、対象者に検査を依頼して、身体障がい者手帳交付申請用の診断書や手帳申請時に必要なものの紹介を行う。</p>
相談窓口等 (上記以外)	<p>○保健センターでは、事務所の窓口にて聴覚支援センターの案内(パンフレット)を置いている。</p> <p>○健診時以外にも聞こえの相談や身体障がい者手帳の交付の相談、就学時の相談等を受け、他機関との連携を図っている。</p> <p>○障害福祉担当課では、府立堺聴覚支援学校(幼稚部、小学部)に進学する際に、補聴器交付申請や身体障がい者手帳交付申請を受けしている。</p>	<p>○身体障がい者手帳交付申請などの申請にこられた際に、福祉のてびきを用いて、手話通訳者派遣制度などの内容を説明する。</p>